

債務整理の方法

	任意整理	特定調停	個人再生	自己破産
概要	<p>当事者間の話し合いにより、支払金額、支払期間等について新たに約定する方法です。</p> <p>個人が行うことも可能ですが、弁護士又は認定司法書士に依頼して行う場合があります。</p>	<p>簡易裁判所の調停委員の斡旋により、支払金額、支払期間等について新たに約定する方法です。</p> <p>過払金の返還を求める場合には、別途訴訟を提起する必要があります。</p>	<p>地方裁判所が認可した再生計画に基づき債務を返済する方法です。</p> <p>再生計画は、全債権者に対する債務の一部を原則3～5年で返済する内容となり、残りの債務は免除されます。</p>	<p>全財産を債務の返済に充てても返しきれなくなった場合に、地方裁判所を通じ債務の支払いを免責してもらう方法です。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>受任通知により取立てが止まる。</u> ●当事者間の話し合いにより、柔軟な返済計画を組むことができる。 ●引き直し計算により、借金の減額が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>申し立てのあった旨の通知により取立てが止まる。</u> ●調停委員による公平な結論が期待できる。 ●返済計画に強制力があり、給与の差押え等を止められる。 ●法律の専門家に依頼しないので、費用が安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>受任通知により取立てが止まる。</u> ●話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理が可能である。 ●住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに債務整理をすることも可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>受任通知により取立てが止まる。</u> ●免責が許可されれば早期に借金から解放される。 ●給与の差押え等を止められる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●事故情報に登録される恐れがある。 ●話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事故情報に登録される恐れがある。 ●借金している貸金業者から同意をえる必要がある。 ●返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差押えられてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事故情報に登録される恐れがある。 ●利用できる者に制限がある。 ●手続きが複雑なため、費用と時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事故情報に登録される恐れがある。 ●最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う。 ●破産原因によっては免責されない場合もある。 ●官報に氏名、住所が掲載され、ヤミ金の標的にされる。 ●免責の許可がされるまでの間、一定の職業に就けない制限がある。

※ 債務整理が原因で選挙権が喪失することはありません。また、債務整理した事実が戸籍に記載されることもありません。